

政治倫理審査会記録
(対象議員：森山喜久議員)

令和4年11月24日

【開催日】 令和4年11月24日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後0時15分

【出席委員】

会 長	伊 場 勇	副 会 長	中 島 好 人
委 員	大 井 淳一朗	委 員	奥 良 秀
委 員	藤 岡 修 美	委 員	宮 本 政 志
委 員	矢 田 松 夫	委 員	吉 永 美 子

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	岡 山 明	傍 聴 議 員	長谷川 知 司
傍 聴 議 員	福 田 勝 政	傍 聴 議 員	古 豊 和 恵
傍 聴 議 員	森 山 喜 久		

【事務局出席者】

事 務 局 長	河 口 修 司	事 務 局 次 長	島 津 克 則
事務局主査兼議事係長	中 村 潤之介	事務局庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 審査結果報告書について
- 2 その他

午前9時 開会

伊場勇会長 皆様おはようございます。ただいまより第5回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。本日は、皆さんの手元にある次第の審査内容、審査結果報告書についてを議題といたします。これまで皆様で審議した結果を、私が事務局と相談をしながら、報告書を作りました。このことについて、今日は皆さんで議論して、完成させたいと思っております。事前に皆様にはお知らせをしていた報告書になっており

ますが、全て読むと時間が掛かるので、まとめながら読み上げさせていただきますのでお願いします。山陽小野田市議会議員政治倫理審査会での審査結果の報告書です。この審査結果については、本調査請求は、政治倫理条例に基づく調査請求として適さないという結果となりました。理由として、政治倫理条例の目的は、政治の不正や腐敗を防止するものであり、議員が、その権限や地位を不正に行使して、自己又は第三者の利益を図ることを防止することである。一般的な倫理と政治倫理は、明確に区別すべきものであることから、そもそも政治倫理条例に基づく調査請求に適さないという理由でございます。次のページからは、この審査会における審査の経過を記してあります。審査会の設置については、条例第5条の規定に基づいて、議長からの任命を受けた委員でございます。途中、委員の交代が1名ほどございました。そして次には審査の目的、森山喜久議員は、自治会長在職中に不適切な会計処理を行った疑いがあり、そのことが政治倫理基準である市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないことに該当するかどうかについて、本条例に照らし、審査するものであります。次に審査の経過です。第1回審査会は、令和4年9月12日に開催され、正副会長の互選を行いました。次に第2回審査会、令和4年10月3日に開催いたしまして、条例第7条第1項に規定する調査請求の適否について審査しました。調査請求書に記載された調査請求の対象となる事由については、自治会長の職務についての疑惑であり、政治倫理の問題ではないという意見はあるものの、新聞で報道されるなどの状況を鑑み、本調査請求については適とした。次に、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、政治倫理審査会委員でもある請求者2名からの調査請求書の内容についての説明を受け、質疑応答を行いました。なお、後日、この後の調査請求に添付された資料について、公開されることを承諾していない旨の申出があったことから、当該部分の記録については黒塗りとするようになりました。第3回の審査会は、令和4年10月14日に開催されました。この冒頭、令和4年10月12日付けで中岡議員が辞職され、藤岡議員が代わりに任命され

たということです。その後、追加資料である申立書について審査しました。この申立書は、本調査請求に先立ち、同内容の調査請求書が8月22日に提出され、同月の26日に取り下げられているが、その請求代表者から提出されたものであり、以下の点が記載されておりました。①政経ジャーナルの8月号外と10月号外の文書内の請求代表者の発言は、全て事実であることを確認しており、自治会内で森山喜久議員の問題は、全て解決していること。②本調査請求書に添付されている対象となる事由を証する資料は、公にすることを了承していないので、勝手に使用しないこと。③今後一切の問合せを断ること。この申立書の審査の結果、承諾を得ていない資料は、個人情報保護の観点から、審査会において使用しないことを決定しました。次に山陽小野田市議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、森山喜久議員から、事情の聞き取りを行いました。聞き取りの冒頭に、森山喜久議員から、このような事態にまでなってしまったことは、自らの自治会長としての職務怠慢であり、また、それを正直に認めなかったためである。自治会、市民、議会の皆さんにおわびを申しますとの発言があった。その後の聞き取りで明らかになった事項のうち、主なものとしては以下のとおり、①公会堂の積立金は、本来、会計が保管すべきであるが、平成31年4月時点では、通帳ができておらず、会計としては、現金を保管したくないという雰囲気があったため、現金を会計が確認した後に、自治会長の自分が保管することになった。②なぜ現金で保管していたのか。通帳口座で保管しなかったのかについては、通帳を新規作成するために、総会資料や議事録等の添付資料を求められたため、作成に時間が掛かり、ずるずると時間が過ぎていき、通帳ができた後は、今まで現金で保管したものを班ごとに入金処理をする等の煩雑な作業を考えると気疲れし、そのまま現金にて保管した。③現金をどこでどのように保管したのかについては、A4サイズの透明の箱を使用し、班ごとに封筒があり、その中に個別の封筒のまま透明な袋に入れ、それを木箱にて、家の一室に保管していた。④自宅保管していた自治会のお金を借用したことはないのかに対しては、ないとのこと。⑤令和2年度における小規模土木工事について、収支内容と金

額が一致してないのはなぜかについては、工事は実施したが、会計監査時点で、領収書を添付しておらず、後日、提出することになっていたが、失念していた。令和4年6月26日に文書で指摘され、工事施工業者に領収書を再発行してもらい、令和4年6月29日に提出した。上記の聞き取りにより不適切な会計処理をしたこと、その問題については自治会内で解決済みであること、保管していた自治会の金銭については流用していないことが明らかとなった。第4回の審査会において、令和4年10月21日に開催しており、この申立書の審査の結果、本調査請求書に添付された資料のうち、承諾を得ていない資料は、審査会において使用しないことを決定したため、本調査請求の適否について、再度審査した。委員からは自治会内で問題は解決しているので、本調査請求の対象となった事由である不適切な会計処理がなくなったと考えられるため、本調査請求は調査請求として成立しないという意見。政治倫理条例の目的は、政治の不正や腐敗を防止するものであり、議員が、その権限や地位を不正に行使して自己又は第三者の利益を図ることを防止することである。一般的な倫理と政治倫理は明確に区別すべきものであることから、そもそも政治倫理条例に基づく調査請求には適さないという意見。自治会内での問題ではなく、市議会議員という公職にある者が、疑惑を持たれているので、疑惑を解明していくべきだという意見があった。委員の意見がまとまらなかったため、本調査請求の適否について、適とするものの賛否を諮ったところ、賛成少数で否決となったので、本調査請求は、政治倫理条例に基づく調査請求として適さないことを決定した。そして第5回が本日の内容を入れて報告となっております。それに加えて附帯意見として、まず、1、政治倫理とは単なる道徳ではなく、政治に関わる者が持つべき職業倫理であり、政治を行うに当たっての行動規範になるものである。現在の本市議会議員政治倫理条例第3条第1号は、第2号から第6号までの具体的な基準と比較し、政治倫理以外にも、包括的に適用されると誤解される基準となっている。政治倫理基準の目的が、政治の不正や腐敗を防止するものであり、議員がその権限や地位を不正に行使して、自己又は第三者の利益を図ることを防止するものであるこ

とに鑑み、今後、第3条の改正が必要と考えるという附帯意見です。この附帯意見について、前回の審査会の中で、この審査結果とは別に、議長から注意をしていただくべきではないか。また、政治家としての説明責任を果たすように指導するということを附帯意見に入れたらどうかという御意見がありましたが、この附帯意見には載せておりません。その理由をお伝えします。載せないと判断したのは、最終的に会長の判断ですが、議長からの注意、説明責任を果たすように指導するといった内容は、政治倫理条例に基づいた報告書として、この附帯意見に適さないと思ったところです。なぜかといいますと、審査会の権利を逸脱するのではないかと考えました。この政治倫理条例に抵触する場合であれば、議長からの注意、そして謝罪文の朗読というものが、この附帯意見にはすべきだと載るところでございしますが、もともとこの政治倫理条例をもとに審査会が立ち上げられ、この条例に適するかどうかというところの判断をして、この報告書が出来上がった中で、また今まで、皆様の発言した内容は議事録にしっかりと残されておる中で、委員からの厳しい御意見等については、議事録で公開されておりました、もちろん調査対象の森山議員も確認され、重く受け止められていると判断しました。そういった理由で、先ほど申しました事項については載せないということです。早口で言いましたが、報告書について読み上げました。このことについて、皆様からの意見をお聞きしたいと思います。どなたか御意見はありますか。

宮本政志委員 今の会長の説明で、今からこの審査の経過について、精査していくであろうから、附帯意見については、一緒にするよりも、この内容に変更がなければ、この附帯意見に入ればいいと思うけど、もし、この内容のほうが多少修正されたり、付け加えられたりすると、附帯意見のほうも少し変わってくるんで、議論を分けていただきたい。それと1枚めくっていただいて2回目の審査会で私が気になるのが、5行目、「新聞で報道されるなどの状況を鑑み」という文面は、取り方によれば、どなたがリークしたか知らんけど、新聞に取り上げられたからやったわけ

じゃないのよ。こういった大きな問題で市民の方、あるいは自治会の方々に対して、本当に迷惑がという前提で始まったので、ここの一文は、新聞で報道された内容などの事実確認の必要性とか、あるいはそのことによって市民の方の議会に対する不信感、あるいは信頼感の欠損なり、そういった言葉を少し入れてもらわんと、この一文だけでは、人によっては、新聞で報道されたから政治倫理という形と受け止められれば、私は遺憾でありますんで、この辺りは少し訂正を加えていただきたいなと思いました。

伊場勇会長 おっしゃるとおりだなと思います。もう少し具体的にここを記載したらどうかというところがございます。それについて、いかがですか。
今の点についてはいかがですか。

中島好人副会長 附帯意見は……

伊場勇会長 1回整理します。附帯意見については、後にしようと思います。
なので、第2回の審査会の新聞で報道された状況に鑑みというところをもう少し具体的にする、記載する、市民の方に不安を与えている状況等についても記載するべきではないかという御意見でございますが、このことについてはいかがですか。

奥良秀委員 宮本委員が言われるのと同意見で、議事録にもあるんですけど、市民の方から不信感を持たれているということが、そもそもの原因であって、何が原因かということここをきちんと書かれたほうがいいのかなと思います。新聞で報道されたからやったというのは、何でも報道されれば、こういうふうにやっていくのかという話になりますので、そこは控えたほうがいいのかなと思います。

伊場勇会長 分かりました。奥委員からの意見もありましたが、そのようにこちらで考えさせていただきたいと思います。会議録を見て精査したいと

思います。それでは、ここ以外のことについてです。

中島好人副会長　今の件で、これは新聞報道される以前から、問題、うわさになっていたわけです。別に新聞報道があったからではないんです。その辺があるから、その辺の疑惑を解明していくという役割があるんじゃないかというの、同時にあると私は思うんですけど。

伊場勇会長　ここは、なぜ適としたかという理由を書くところなので、そういうふうに具体的に、市民の方がどう感じたかという具体的な内容を書けるべきではないかという話をしております。

宮本政志委員　本来委員会でも、審査会でも、ある程度委員から議論が出て、それで副会長のほうが大体最後に意見を述べてもらうというのが慣例だから駄目と言わんけど、副会長、だから、この一文に関しては、訂正する必要がありませんとか、あるいは、今、宮本、奥委員が言った内容ではなく、変更するんなら、こうすべきではないかというような最後の結論がないので、副会長、申し訳ない、どういう意味合いを言われたのか、あなたがどのように考えているのか、最後までちゃんと行ってもらうとよく分らん。

伊場勇会長　委員からの御意見なんで、この文章についてはいかがですか。

中島好人副会長　新聞報道された状況だけじゃなくて、以前からそういう問題が話題になっていたというのも事実だということを言っているわけ。だから、市民の中でも話題となっており、それを入れれば、それでいいんじゃないですか。

大井淳一郎委員　今、副会長はそうおっしゃいましたが、あくまでもここは、これまで第1回から第4回ぐらいまであった議事録の中から、抜粋して、まとめる内容です。中島副会長が言われたことは、この会の中では出て

ないような気がしております。あくまでも議事録から逸脱しては駄目ですからね。議事録の中でまとめるというのが、この報告書です。そこは、新聞報道ということは書いてあったけど、それだけではちょっとあれだから、もうちょっと詳しく書いたほうがいいというのが、宮本委員と奥委員の意見です。その前後の議事録を精査して、詳細に書くということは必要だと思いますが、中島副会長が言われた以前からのうわさとかいうのは、多分議事録には載っていないので、そこは報告には載せないほうがいいと思います。

中島好人副会長 たしかに、大井委員の言うとおりで、この辺のところは議事録見て、肉づけしていくというのが、いいんじゃないかなというふうに訂正いたします。

伊場勇会長 分かりました。

宮本政志委員 今の副会長の発言にちょっと違和感があるのは、もう我々はこちらに目を通しているでしょう。これもらったよね。副会長、今日初めて見ているんですか。私は、熟読していますよ。訂正箇所を全部チェックしていますよ。今、あなたが言うのは、議事録をもう一回ちゃんと見て、精査して、訂正を今からまた加えていく。後日にするということかな。今日は、この場で会長が作られた内容で、訂正がなければ、もうこのままでいいですかという会でしょう。変更があるならば、議論して、ここを修正しましょう、訂正しましょう、変えましょう、削除しましょうと。そして、この審査の経過、あるいは結果に対して、結論を出していきましょうということでしょう。何で今から議事録をまた見て、それについてどうこうと言われるのか。何か意見があるんだったら、副会長、具体的に会議録を精査しているでしょう。これも精査して、熟読しているでしょう。その前提で、ここは正しくない、ここはこうしてくださいという意見を具体的にどんどん言ってくださいよ。

中島好人副会長　こういう委員会というのは議論を通じて、その議論の中でそうだったということで訂正し、また、前進させていくというのが、会議そのものだとは思うんですよ。だから、僕はそう発言しただけであって、それをどうこう言うのは、ちょっと首をかしげますけど。始めに言った意見を貫き通すというのが大事なんです。

伊場勇会長　大井委員が言われたとおりです。今まで審査した議事録の中の部分をまとめて私が報告書にしたわけです。もっとここを肉付けするといっても、肉付けする根拠は議事録を根拠にしていくわけですから、それ以外の話にはならないように気を付けていただいて、この報告書の内容についてに戻りたいと思います。それ以外について、御意見はございますか。

藤岡修美委員　第3回の審査会で、追加資料の申立書が提出されて、審査されたわけですが、その提出者が審査会の中では元請求代表者という位置づけだったと思うんです。この報告書では請求代表者となっておりますので、そこが気になるのと、その請求代表者の立ち位置です。個人情報関係で、元請求代表者という扱いでいったと思うので、自治会内での立ち位置というか、その辺を入れたほうが、この申立書の存在価値が生まれると思うんですけど、いかがでしょうか。個人情報との絡みがあるとは思いますが。

伊場勇会長　この申立書が審査会に与えた影響というのも非常に大きい。なので、申立書の提出者についても具体的に明記したほうが、この報告書の内容がより分かりやすくなるのかなと考えておりますが、個人情報保護の観点で、言い方が非常に難しく、いろいろ判断をしながら、この審査会も進めてきたわけでございます。この請求代表者から、例えば、第3回の審査会の6行目です。申立書が請求者から提出されたと。その請求代表者からということですね。ここを例えば自治会の代表者とか、そういった言い方をすると、この自治会の代表者から出たというようなこと

で理解ができるのかなあと思ったりもしたんですが、この審査会の進め方も踏まえて、藤岡委員の意見について、皆さんどうお考えかちょっとお聞きしたいところでございますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 2 0 分 休憩

午前 9 時 4 0 分 再開

伊場勇会長 はい、それでは休憩を解き、再開いたします。この申立書を出された方について等々のお話でございますが、個人情報等々の問題だと思っています。こちらについて、今藤岡委員から御意見がございました、これについて、事務局からの見解をお聞きします。

岡田議会事務局庶務調査係書記 休憩前、藤岡委員から御質問いただきました肩書等を付すか否かという問題につきましても、以前に資料としてお配りさせていただきました申立書を御覧いただくと分かるとおり、個人情報保護の観点から申立人等は、全て黒塗りにしております。ですので、その個人情報を類推させる、つながってしまうような肩書を付すことは適切ではないと考えます。ただし、これは個人情報保護の観点から、黒塗りにさせていただいたということですので、この申立書が適切に出され、そして、皆様に御審査いただいたこの申立書の有効性が、何ら毀損されるものではございません。個人情報保護の観点から、肩書を付すことは適切ではないと考えますが、申立書に基づいて審査されたこれ自体は、入れられて構わない、有効なものと考えております。

藤岡修美委員 了解しました。

伊場勇会長 これは連続性がある事項でございますし、この請求代表者という

記述のままにしたいと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかにございますか。この報告書と審査の経過のところでは。

吉永美子委員 表記の仕方だけの話なんですけど、次のページの第3回の②です。書き方だけの話です。第三者から見られたときに、きちんと分かるようにしたほうがいいかなと思ったのが、なぜ現金で保管していたのか、通帳口座で保管しなかったのかについては、通帳を新規作成するために、総会資料や議事録等の添付資料をどこから求められたのかが分からないので、金融機関から求められたためと入れたほうがいいと思います。

伊場勇会長 分かりました。そのとおりだと思いますので、ここは付け加えさせていただきたいと思います。そのほかにございますか。

中島好人副会長 第3回の最後に流用していないことが明らかとなったと結論づけていますけども、議事録ではそういうことが結論づけられたでしょうか。僕は、明らかになったということは、結論づけていないと思います。ですから、僕はもっと審議をしてほしいということで会長にそういう審議内容の項目も挙げて、皆さんにも挙げてきたわけですね。本人は流用していないというのは何回も言っています。だけど、委員会として、流用していない、議事録にそういうことを決定したと書いていないと思います。

宮本政志委員 今の中島副会長の御意見を反対側から見ると、流用したということが明らかになったということが審査会でありましたか。私は、そういったことはないと記憶しておりますし、会議録を何回読んでも、流用したという事実認定は行われていないと思います。その辺りは、私の記憶違いでしたらいけませんから、会長いかがですか。

伊場勇会長 ④に、お金を借用したことはないのかについては、ないということで、このときはいろいろ森山議員にもいろんな角度から皆様の質問が

あって、そこでいろいろなことが明らかになったということについて、ここにそのまま記載させていただいたということでございます。

大井淳一郎委員 この書き方は、森山議員に対する聞き取りによって、森山議員の発言をそのまま抜いている形です。流用していないことを審査会で決定したとかいうのであれば、中島副会長の言われるとおり、そんなものは決定していないという意見は分かるんですが、ここはあくまでもこのように流用していないということがこの森山議員の発言によって明らかになったという意味ですので、これをもって、この審査会が流用していないと全員賛成で決めたことにはならないと考えます。

矢田松夫委員 この事実については、本人の弁明というか、これを信用する以外にないんです。そういう審査をしてきました。正にそのとおりだと思います。だから、何も言うところがないんです。ただ、この審査会として、そういった事実の解明ができなかった。それはなぜかと言ったら、この前の審査会の中でも、そういった資料を使うべきではないということで審査ができなかったということなんです。審査ができなかったから森山議員の弁明を信用する以外ない。だから、結論は、流用していないことが明らかになった。私はそう取ります。

大井淳一郎委員 流用していないことが明らかになった。流用しているかどうかというのは、これは刑事事件の横領になってしまいますので、私たちの判断できるところではない。そのことからすれば、森山議員の発言をそのまま抜粋するしかないだろうと思っています。会計資料が承諾を得ていないというところから、使えなかったということと、矢田委員の言われることは、また別の話だと思っています。

宮本政志委員 私も大井委員が言われることに全く同感で、矢田委員の発言からすると、請求者が出した資料がそのまま使えたら、流用が立証されたのにと受け止めかねないね。私にはそう聞こえた。それはどうかという

こともあるし、発言に気を付けていただきたい。正に大井委員が言われたように、ここは捜査機関でもなければ、司法の場でもないんだから、その会計資料があれば、ここで扱えれば、流用したことが認定できる、あるいは証拠になるという意味合いでおっしゃるんならば、議会と別の場で、司法に訴えられるなり、警察に言われるなり、そういうのをされたいと思う。今の発言は、訂正する意思はないでしょうけど、受け止め方によっては誤認しかねるので、訂正していただきたいなと思います。資料は全く関係ない。

矢田松夫委員 私の意図することは宮本委員が言うとおりのとおり。そのとおり。ただ言えるのは、この審査会は、対象となる議員の疑惑をどういうふうにして解明していくのかというのが一つの私たちの任務であるから、それは例え、刑事だろうが民事だろうが、それに触れようが触れまいが事実の積み重ねをしていかないといけん。その職務についてはどうだったのかということを私は言ったまでです。

宮本政志委員 ちょっと違う。私は違う。疑惑を晴らすための審査会じゃなくて、事実を積み重ねていく、事実確認、事実認定の下でね。そして、その結果、疑惑というものがどうだったのかというのが見えてくるだけであって、疑惑を晴らすための裁判所じゃないんだから、矢田委員、そこは私は違うということをはっきり意思表示させていただきます。

矢田松夫委員 それはお互いの見解の違いだと思うんですけど、私はそういうことをあえてこの場で言うておきます。ただ、最初に言ったように、本人の弁を信用する以外ない。証拠もないんだからということです。ただし、私たち審査会の責務は、何度も言うけど、政治倫理条例の第3条第1号に基づいてやらないといけんという責務はありますよ。しかし、それができなかった。それはなぜかと言ったたら、資料を公開することができなかった。この事実を言っているまでであります。

宮本政志委員 矢田委員がおっしゃることは分かる。ただ、山陽小野田市議会議員政治倫理条例そのものが、まだ不十分ですから、本来、政治倫理条例として扱うべき事項か、そうでない事項かということが本当に不十分なんで、今回このような形になった。その辺りは少し話がそれますけれど、議運の委員長もいらっしゃいますし、今後議運でしっかり改正も踏まえてやっていかないといけない。何もかも一緒にした、本来扱うべきでないことまでも、政倫審で扱わないといけなくなるんで、その辺りはまた別の意味で、条例改正に向けて議運でもやっていかななくてははいけないと思っています。

伊場勇会長 そのほか、この結果についての御意見はありますか。

中島好人副会長 私の提起に対して、具体的にどのような文章になるんですか。私は、流用していないことが明らかになったということについて、おかしいんじゃないかというような質問をしたんで、それについて大井委員も言っていたんだけど、その辺のところを確認する必要がある。

伊場勇会長 この第3回については森山議員に対して質問して、受けた回答についてここにまとめているわけです。先ほど大井委員がおっしゃったとおり、流用していないということを、ここで決めるとか決めないとかしたわけでもないし、するべきではないと思いますし、ここは、そういった前段で、私が言ったような内容のことの記述でございますので、そのままにしようと思っております。いいですか。そのほか、第4回についても、よろしいでしょうか。

奥良秀委員 第4回目審議会の報告の中で、「事由である不適切な会計処理疑惑」という括弧書きがあって、これが「なくなったと考えられる」とあるんですが、議事録の中には、森山参考人から、ずさんな処理はしたということがありますので、ここでは、疑惑はないけど、ずさんな会計処理をしていましたということは書いたほうが、何でこの会が立ち上がった

たのかという意味が分からなくなってくるんです。ここは刑事の場でも司法の場でもないんですけど、何が発端であったのかということは、きちんと整理して書いたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

伊場勇会長 この第4回は皆様の意見を集約して賛成、反対を諮ったところでございまして、その中の意見でございます。この不適切な会計処理疑惑がなくなったと考えられるためというのが一委員の意見でございます、前段に、第3回ときにはずさんな会計処理があったということは、森山議員本人も認められていることでありますので、今指摘があった委員からの意見についてのところでは、実際ずさんな会計処理があったというところは正直なかったです。もうこれだけだったんです。なので、そのまま載せさせていただいているんですよね。そういった内容でございますので、どうでしょうか、入れますか。

藤岡修美委員 先ほどの大井委員の意見と同様で、委員会の審査経過でこういう発言があったなら、このまま載せられていいし、会長が作られたものであれば、ちょっと問題かなとは思いますが、私はそのように理解しています。

奥良秀委員 強いて言うならば、この会議記録の10月14日の44ページのところなんですけど、森山参考人から「御指摘のようにずさんなところで申し訳ありませんでした」という言葉があります。だからここというのは、刑事とか、裁判とかというよりも、ずさんなやり方が悪かったよねとか、そういったところがあったということは、この発言で認められていると思いますので、そのように書かれたほうがいいのかと思って発言させていただきました。

藤岡修美委員 奥議員の意見も分かるんですけど、ここは10月27日の審査会の議事録から抜粋して書かれていると思うので、そこは区別されたほ

うがいいかなと思うんです。

奥良秀委員　ということになると、なら第3回審査会が、私が今読みました議事録になりますので、そこに書いてある不適切な会計処理をしたことの問題についてということはなかったけど、ずさんな会計処理をしたということは判明したということですよ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）だから、そのことについて、どのように書けばいいかというのは、私もおかしいと思いますが、そのようにしていただきたいと思います。

藤岡修美委員　それについて第3回審査会の下から6行目から、聞き取りの冒頭に森山議員から、自ら自治会長としての職務怠慢であるというふうなことが書いてあるんで、それを正直に認めなかったためであるというのも記述してあります。その表現では足りないですか。

奥良秀委員　今回の問題は不適切な会計処理疑惑ということが本題で挙がっております。森山参考人からの発言の中で、そういうふうな最初の謝罪はありましたけど、森山参考人と審査会との意見のやり取りの中で、ずさんなという言葉が出てきたところによると、そこはきちんと書いていたほうが、この審査会は、刑法とかそういうことではなくて、森山議員の口から自治会にも謝りましたけど、ずさんなことはやりましたよとはっきり言われましたので、そういったことを書いていただきたいなという意見で言わせていただいております。

伊場勇会長　第3回審査会の上記の聞き取りによりというところでは不適切な会計処理をしていたことが明らかとなったと書いているので、もう一度、この意見が出たときに書くかというところかなと思います。

宮本政志委員　奥委員と藤岡委員の議論を聞いていまして、あくまで不適切な会計処理疑惑とあるけど、この疑惑とは流用とか隠蔽とか改ざんとか、そういった法に触れるようなことがあったんじゃないかというような疑

惑は晴れたけども、とはいえ、森山参考人はいろいろ疑惑を持たれるよう
なずさんな会計処理をしてしまったという事実認定はしているじゃない
かと。そういったことをきちっとやらないと、何もそういった不適切
なこと、不適切というか、ずるずるしたものはなかったのに、ずさんな
ことはなかったのに、ただ、疑惑が晴れたということだけでは、この表
記では足りないということを奥委員が言われているのかな。それなら、
たしかに納得いくね。そうすると、奥委員が言われたんでこの文面を見
ると、第4回の5行、委員からは自治会内で問題は解決しているのでは
あるけど、たしかにこれは省略してあるよね。もう解決している。でも
これは申立書によって解決しているということが明らかになったわけだ
からということも丁寧に入れて、そして、奥委員が言われることをきち
っと会議録を精査して、そういう発言が森山参考人からあったんであれ
ば、入れるというのはやぶさかでないなと思います。会長、いかがでし
ょうか。

伊場勇会長 分かりました。この点についても議事録を精査して、訂正して、
作り直す部分に入れたと思います。一応全部通してから、訂正箇所が
あると思います。

大井淳一郎委員 第3回のところは、森山議員から聞き取りの中で、そのよう
な発言があればそこで書けると思うんですけど、第3回は委員の意見を
書くところがないんですよ、この中ではですね。だからそこに挿入する
のは難しいと思うんで、第4回で奥委員の指摘のあったような意見を、
意見は、三つぐらいしか挙げていないので、まだあると思います。その
中で、奥委員が言われたような意見があれば、それをこの第4回のほう
に入れていくほうがいいと思います。何か言っているんじゃないかな。

奥良秀委員 第4回を今、思い出せないんですけど、第3回やいろいろ聞き取
りする中で、私も今回、不適切な会計処理疑惑という大きい題材の中で、
ここで法律的なことはなかなかできないし、申立書もありましたので、

解明できるか、できないかよく分からないところもありましたけれど、この問題というのは、何で起きたのかというのはこの審査会できちんと出していただきたい。じゃないと皆さんでこうやって審議しているけど、何をしたのかなと。不適切な会計処理疑惑というよりも、本人のずさんな会計処理だということは、皆さん、気持ちは一緒だと思います。だから、そのことはやっぱりきちんと書かないと、何をしたのかなと思いますので、1回精査していただきたいと思います。

中島好人副会長 私も奥委員に賛成です。なぜかという、先ほども言いましたように、流用していないことが明らかになったというように、ここも不適切な疑惑がなくなったと結論づけているわけです。それで、考えられるというのは、個人的主観ですよ。ですから、そういう疑惑うんぬんじゃなくて、奥委員が言ったように、事実関係だけにとどめる必要がある。ここの委員会でいつ、どういう形でなくなったと結論づけたのか、僕はよく分からないんで。

伊場勇会長 結論づけたわけじゃなくて、これ、「委員からは」と書いています。委員からは、こういうふうな意見がありました、こういうふうな意見がありましたということを書いています。だから、第3回で意見を記述していませんから、第3回で言われた意見も第4回に組み入れたらどうですかということで、その報告書としての質を上げたかどうかという御意見があった中での流れです。

大井淳一郎委員 奥委員が言われたことは、私も記憶にあるんですよ。元をたどるとこうでしょうということを言われていたのは。それが第4回であれば、第4回の意見が三つある中に加えられてもいいと思う。（発言する者あり）だから、そこをまず確認して、もし入れられれば、入れたほうがいいと思います。

伊場勇会長 それでは暫時休憩いたします。

午前 10 時	休憩
---------	----

午前 10 時 15 分	再開
--------------	----

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして再開します。議事録を精査した中で私からも一つ訂正がございますし、この第4回の報告書の記載内容についてももう一度説明させていただきます。この第4回については、調査請求の適否について、最終的に諮ったというところで、適否に関することについて、議事録を精査して抜粋して、意見をまとめさせていただいたんですけれども、委員の皆様からの意見は、奥委員の意見で、森山議員のずさんな会計で市民の方々に疑念を持たれるといったことがあったということや、自治会内できちんと説明責任を果たされるべきことを果たしていなかったことが発端だということもおっしゃっていました。載っていなかったという発言は、訂正させてください。この審査会であったそういった意見も入れたらどうかと私も議事録を精査して、皆さんの意見を聞いて思ったところです。それに加えて、第3回の最後の上記の聞き取りによりというところの不適切な会計処理という言葉が不適切ではなくて、ここは「ずさんな会計処理をしていたこと」ということにして、そのことが明らかになったということにしようかなと考えております。大きくこの2点を訂正すべきかと考えております。その他ございますか。この部分、この箇所がというところが。

中島好人副会長 最後の適とする規約（「条例ですね」と呼ぶ者あり）第7条に賛否を諮るところがありますけども、これは適否として、ちゃんと条項を入れたほうがいいんじゃないかなと思ったんです。第7条には、審査会は次に掲げる事項について審査するとあります。第1号の審査請求の適否について諮ったところ、賛成少数で否決されたので、否となったというか、賛否でもいいんですけど、一応、適否となっているので。

伊場勇会長　なるほど分かりました。第4回の最後の部分ですね。委員の意見がまとまらなかったため、本請求の適否についてというところですか。
第1号の本調査請求の適否について適にすることの賛否を諮ったところ
ということをつけ加えたらどうかということですね。より詳しく書けば、
そのようになると思います。

島津議会事務局次長　第2回審査会のところで、政治倫理条例第7条第1号に
規定する調査請求の適否についてとありますが、このように直すという
ことでよろしいですか。

宮本政志委員　だからどっちかよ。副会長あるいは次長が言われたようにする
んなら、審査の目的とか、市民全体の代表者として品位といたら第3
条第1号とか、あるいは政治倫理条例の目的は、つまり政治倫理条例第
1条とか全て書いていくのか、あるいは、あとで適用できるように前半
には全部書いていくのか。どういう対応するかというところを話さない
といけないと思います。

大井淳一郎委員　法律でよく、第2回で政治倫理条例第7条第1号に規定する
調査請求の適否、括弧以下本請求の適否と書くんだけど、そこまでやる
かどうかですよ。中島委員が言われるのは、ごもっともだけど、今見
たら第2回のところに冒頭で書いてありますんで、そこからすると、意
味は取れるので、僕はこのままでいいかなと思っています。

中島好人副会長　そう思ったんですけども、前がそうになっているから、あえて
それは言いません。

島津議会事務局次長　ほかのところも整合性を取って、最初の一言については、
条例上の規定を引用して、そのほかについては、第何条第何項というよ
うな書き方に統一するというので、よろしいですか。

伊場勇会長 そのようにしようと思います。それでは、そのほかになれば、
附帯意見に行きたいと思います。附帯意見については、政治倫理条例そのものの改正が必要と考えるというような意見一つでまとめさせていただきました。このことについて、いかがでしょうか。

中島好人副会長 私は、附帯意見が行われて、第3条の改正が行われた後なら、
これは自分の考えですから、附帯意見そのものじゃないんで、後にします。附帯意見には賛成です。

宮本政志委員 私もこの内容はこれでいいと思うんですけど、今いみじくも副会長が少し触れられましたが、今後、第3条の改正が必要と考えるという附帯意見、つまり、第3条の改正を今回の政倫審の委員の皆さんがどう考えておられるか、ちょっと知っておきたい。私は第3条の改正が必要と考えているんだけど、ここでこのまま訂正、削除なし、取消しなしでこのままでいいですよと決まれば、第3条の改正が必要と皆さん考えているんだねと認識できるんだけど、その辺りを参考までにお聞きしときたいなと思います。

伊場勇会長 前回、この政治倫理条例については少し検討する余地がある、また改正するべきだという御意見が出ましたので、この附帯意見には載せている状況でございます。

奥良秀委員 私もこの附帯意見につきまして、特に政治倫理以外にも包括的に適用されると誤解される基準となっているということは、正にそうだと思っております。今回のこの事案というのは、市民に疑惑を持たれたことなんですよね。それに端を発して出ていますので、その辺はきちんと区分けできるものであればしていただきたいと思います。また、どこかの委員会できちんと審査していただきたいと思います。ただ、これは私の意見ですけど、自分は議員として、市民に疑惑を持たれるようなこと

があれば、その場で市民に対して、疑惑を晴らす行為というのは個々できちんとやっていただきたいなと思います。

中島好人副会長　ここで言うと、第3条だけに特定される内容なので、この際、先進地とか見て、全体的に変えていく内容があれば、そういうことも提言したほうがいいんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員　全体についてやるかどうかというのは、恐らく別のステージでやられることだと思います。この政治倫理審査会の中で、適否の判断となったポイントの一つとして、この第3条第1号の射程範囲が問題となりましたので、審査会の意見とすれば第3条の改正ということになるかと思います。副会長が言われるように、改正の審議に当たっては、そのほかの条項も含めて、恐らく議会運営委員会になると思いますが、そこで審議していきたいと思っております。具体的な何をやるかというのは議運で審議していきたいと思っております。

宮本政志委員　事務局に確認したいんですけど、大井委員と中島委員のそれぞれの御意見をお聞きして、私は副会長の意見に近いなと思うのが、たしかにこの政倫審に関しては第3条第1号が非常に重要な論点になっています。例えば、今後、第3条の改正及び山陽小野田市市議会議員政治倫理条例の全体的なものを見据えていくべきという一文があったほうがいいかなと思うんだけど、それは大井委員の御意見を聞くと、議運と少し絡んだらいけないから、この審査会では妥当じゃないのかな。でも、中島副会長が言われたことのほうが僕は少し賛同できるなと思って、できれば第3条だけじゃなくて、それも含めた政治倫理条例そのものの改正が必要であると考えるというほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺りはこの政倫審の結果としては不適切かな。事務局の見解をお聞きしたい。

島津議会事務局次長　これは予想ですけども、会長が「第3条の改正が必要と

考える」と出されたのは、政治倫理審査会の中での議論が第3条に限定されていたからだと思います。もちろん、皆さんが条例のそのほかのところも改正が必要だという意見であれば、附帯意見として、条例全体の改正が必要と考えるというふうにされてもいいと思います。それは会の意見ですから、会で決めていただけたらと思います。

宮本政志委員　今の意見を参考にさせてもらって、前向きに考えられるんだけど、先ほど奥委員が言われたことというのは、今回の政倫審というのは、第3条第1号の改正というのも重要だけど、やはり、議員として、我々は一般市民の方とは違うでしょう。公職にあつて、貴重な税金から報酬を頂いて、そして、模範たる、善良たる行動というのが前提になるのが議員だと思いますんで、やはり、何も法律違反していないんだからいいんじゃないと言うんじゃないくて、あくまで政治倫理の観点からということをや非常に勉強させていただいた政倫審の審査だと思っています。だからこそ、先ほど中島副会長が言われたので、僕は「はっ」と思ったの。第3条第1号だけじゃなくて、当然これを論点にするという政倫審。ただし、全体的な条例の改正も必要とあらば考えていくべきではないかというほうが、扱うのは議会運営委員会でしょうけども、そういうふうに入れていただきたいなと思います。皆さんいかがですか。

伊場勇会長　そういった内容の意見です。「第3条について改正」ではなくて、「も含め」とかですね。

藤岡修美委員　お手元に政治倫理条例がある方は見ていただきたいんですけども、第3条以外に変えるとしたら、第1条、第2条なんですけども、（発言する者あり）政治倫理条例を見直してみて、私はこの附帯意見で、第3条第1号でいいかなと考えております。

伊場勇会長　最後のところですね。「今後、第3条の内容を含め条例の改正が必要と考える」というような感じになる。

大井淳一郎委員 最後の締めは、「今後、第3条を含め条例の改正が必要と考える」でいいと思います。

伊場勇会長 そのほか意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないのであれば大井委員がおっしゃったとおりの記述に変更したいと思います。そのほかはよろしいでしょうか。

中島好人副会長 そのほかということで、さっき言いかけたんですけども、第3条が見直された後なら、最初の理由のところの「調査請求として適さない」という内容にもなってくると思うんです。以前、政治倫理にかかったのは、この号で政治倫理の対象になったわけですね。その辺を考えると公平性に欠くものではないかなと感じています。また、事前に配布はありましたけども、今日いきなり報告書が結論づけられてきているわけです。私は、27日に森山議員に対する疑問点ということで、会長宛てに6項目の疑問点を出してきました。しかし、これについては当初ちょっと論議しかけたんですけども、適か否かということで諮られて、否となったんで、具体的な中身まで行かなかったわけです。私としては、もっと審議を進めていくべきだと思っていて、中途半端な感じを受けているんです。もっと委員会で明らかにしなければいけなかった点は、自治会内で解決されたというけども、自治会内でどれだけ意思決定がされたのか。自治会というのは組織ですから、きちっと臨時総会なり、一定の役員なり、そういう中で決定されたのか、意思決定されたのかどうかというところの問題も確認されずにきたわけです。僕としては、まだまだいろんな点で審査会が果たす役割は多いと思っているわけです。適否の中で結論づけられたということについて、本当に審査会の役割が果たせたのかと感じます。これはさっき言ったように第3条が改正された後なら、適否の中で否という形が取られるかもしれませんが、まだ改正されていない、生きている内容ですので、私はこの報告書に対しては、賛成できない。まだ、審議が必要だと思っております。

宮本政志委員 何点かあったと思うんで、1点ずつ言っていたきたいんです。

第3条第1号を前提として、ここの議論に入って適否を決めたわけではない。もう少し会議録をしっかりと精査していただいて、第1号を議論した結果、適から否になったわけではないので、1点目に関しては少し解釈を間違っておられると思います。それから、たしか自治会の組織で解決がうんぬんとおっしゃいましたが、それは議会が首を突っ込むことではありません。その自治会の中で解決した、していないというのは、その自治会の中の皆さんが話をされればいいということです。先ほどの3点目かな、今の副会長の意見の前提を踏まえれば、恐らく、今回の政倫審請求者3人、矢田議員、山田議員、中島議員は西善寺自治会だけではなく、市内の三百幾つかの自治会で今後何かあれば、全てに携わって行かれるだろうとは思いますが。そうでしょう。自治会のことをこうだということをおっしゃっているんだから、それは今後そうなんでしょう。ただ、あんまり自治会のことというのは、議会のことと直接関係ないんで、自治会の方々が解決していただければいい。そこで疑惑が生じるうんぬんがあるのであれば、当然、司法の場に自治会の方々、あるいは市民の方々、あるいは議員の3人が法的な行動を取ればいいということなんです。今の中島副会長の御意見というのは、今後、第3条も含め、政治倫理条例全体を見直していくのであれば、その必要性のときの議論中の材料として入っていくと思います。

伊場勇会長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは意見がないということなので、まずは報告書、そして附帯意見について、皆様から頂いた御意見を参考に作り直して、また、皆様に御確認していただきたいと思いますので、ここで暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開します。先ほど皆様から御意見があったことをまとめまして、報告書に反映させました。訂正したところについて申し上げます。まず、2 ページ目です。審査の経過の 1 番のところ。この条例については、「以下、条例という」ことを記載しております。そして、その下の第 2 回のところです。もともとは「新聞で報道されるなどの状況を鑑み」ということでしたが、「多くの市民を巻き込んだ案件であることを鑑み」ということに変更しております。続いて次のページです。「個人情報保護の観点から」ということを「法人その他団体に関する情報を保護する観点から」と変えております。少し戻って第 3 回審査会の「請求代表者」に「元」というのを 2 か所付けております。次のページの②のところ。通帳を新規作成するためということで、どこに求められたかというところで、「金融機関に」求められたためとしております。次に、上記の聞き取りによりというところの「不適切な会計処理」というところを「ずさんな会計処理」に変えております。次に、第 4 回審査会においては、委員の意見のうち、主なものは以下のとおりとしまして、①、②、③、④というふうに書き方をまず変えたこと、そして②として、「自治会長として、ずさんな会計処理した結果、調査請求書が出された。市民に疑惑を持たれる行為については猛省し、説明責任を果たしていただきたい」という意見を追加しております。最後に附帯意見です。「今後、第 3 条の改正が必要と考える」から、「第 3 条を含め条例の改正が必要と考える」に変えております。訂正箇所は以上となります。報告書がよろしければ、本日の日付にして、報告書案の案を消して、本日、議長に提出しようと思っております。皆様の意見はありますか。

吉永美子委員 質問させてください。2 ページのところの審査会の設置というところで、山陽小野田市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）となっていますよね。審査の経過の第 1 回審査会で、政治倫理条例施行

規程となっているけど、政治倫理は入れるんですか。

島津議会事務局次長 おっしゃるとおりで、本来の名称でしたら山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程になりますので、ここは政治倫理をのけて、条例施行規程第4条となります。

伊場勇会長 分かりました。細かい修正については委員長に一任していただきたいと思っております。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかにございますか。

中島好人副会長 先ほど、流用していないことが明らかとなったという点は、私が指摘しました。これは本人が言っているだけであって、この審査会として明らかになったとは結論づけていませんので、本人が言っているという記載が必要ではないかと指摘しました。その点については、どうなりましたか。

伊場勇会長 先ほど議論の中でもありましたが、この第3回については、森山議員から聞き取りを行うことを目的として開催しまして、流用していないことが明らかになったという上段に上記の聞き取りにより、流用していないことが明らかになったということです。そのときに流用していないことを機関として決定したとか、そういったことはしていませんし、する必要もないと思っております。第3回の審査会において、こういう事実があったという意味合いで書かせていただいているということです。先ほど皆さんで話し合った結果だと私は認識しております。そのほかになにかございますか。

宮本政志委員 細かいことだけど、第2回審査会の中で、矢田委員と中島副会長の名前があるけどこれ、先に副会長を持ってきて、その後に矢田委員のほうがいいんじゃないかな。

伊場勇会長　こちらの順番も調査請求書の請求者として上に矢田委員がいらっしゃったということなんです。（発言する者あり）請求者の聞き取りを行う上で、委員でいらっしゃる２人からでいいという話合いがあったので、ここも議員か委員か協議した内容ではあるんですけども。

宮本政志委員　会長がおっしゃるとおりで、議員と書くなら、請求者の名前の順番で、これでいいと思うし、委員と副会長というふうに政倫審の役職で書くのであれば、副会長が先に来て、その後、矢田松夫委員のほうがいいと思います。

伊場勇会長　分かりました。副会長、矢田委員の順番で書き換えます。

大井淳一郎委員　政治倫理審査会委員でもあるという言葉からすれば、矢田松夫議員でしょうね。順番は、矢田議員が先でいいと思います。

伊場勇会長　分かりました。理解としては、委員である２人にそのまま意見を聞いたということですが、請求書は、議員として出されておりますので、ここは議員に変えたいと思います。分かりました。そのほか、何かございますか。

島津議会事務局次長　第４回審査会のところにも政治倫理条例が出てきますので、ここについては条例に変えさせていただきたいと思います。

伊場勇会長　そのほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今、言われたことは修正させていただきます。内容は変わらないと思いますが、細かい点の修正は、会長に一任を願います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）お願いいたします。それでは１１月２４日付けの報告書として、本日、議長がいらっしゃいますので、この報告書を議長に提出したいと思っております。報告書を提出するまで会は存続、報告書を提出すれば、会は解散となると考えますので、よろしくお

願いたします。

中島好人副会長 私が最後に言いましたように、まだ、審議が足りないということで質問項目も出して、もっと審議しましょうという話ですので、私は今の報告は早過ぎる、審議未了だと思っています。この報告書にはついては納得がいかないです。私はこの報告書については反対いたします。

大井淳一郎委員 報告について反対というか、これは客観的な事実を書かれたことでありますので、これが納得いかないというのはどうかなと思うんです。当然、賛否があって、それは適否のところで、ちゃんと意見も出されています。これが反対、納得いかないというのは、副会長、申し訳ないけど、議会の大先輩に対して言うのも御無礼ですけども、報告書に賛成とかあるのかな。副会長、どう思われますか。この決定について、納得のいかない部分があるということは分かるんですけども、この報告書自体を否定されても困るところもあるんですよ。意見は意見でそれぞれお持ちだとは思っています。まだ審議が十分じゃないというのは分かります。しかし、そのことをもって報告書は反対だというのはちょっと。私たちも時間を掛けて議論してきたという立場がありますので、そこは飲んでいただきたいと思うんですけど、いかがですか。

矢田松夫委員 附帯意見の前のページです。①と②です。こういう内容について、解明していくべきだと。審議がまだ不十分であると。速やかに議長にこの意見書を提出する時期ではないということを僕は思うんです。だから、時期尚早ではないかということなんです。

大井淳一郎委員 それは矢田委員の御意見で分かるんですけど、少なくとも第4回審査会でそのことは言われてなかったと思うんです。そこで言われているんなら、それも加えるとかあるんですけど、ここの段に至って、まだ十分じゃないというのはどうかなと思うんです。あくまでも第4回の中で言われていないと思うんです。

矢田松夫委員 第4回の適否についての賛成、反対の中では、そういうふうに私の意見を言っています。

宮本政志委員 意見はたくさん言われたでしょうけど、結論として出てきたわけですね。また事務局の見解をお聞きしたいんですけど、政倫審でこういうふうに報告を議長にしますよということで会長が決められたとしますよね。それで全員異議なしではない状況で来ている。これを議長に報告した後に、この委員の中からそれを覆すような手続論というのはあるのか。もっと言えば、一旦議会が議案を採決して、賛成で議決を取っても、手続論で言えば、それをひっくり返すことができるよね。というようなことで、この報告書に対して、それは無効だというようなのが何か手続的にあるのか。あるんだったら、それはきっちり議論しないといけんと思うんだけど。

島津議会事務局次長 手続論で言えないと思います。審査会がこれまでの経緯をまとめたものを提出するということになります。適否について、否ということは、この会で決定しております。そのことについて報告書を提出するわけです。事実を書いておりますので、その内容について、皆さん、今まで議論していただいております。もし仮に第4回の審査会で自分のこういった意見も入れてほしいということがあれば、入れることは可能です。

中島好人副会長 先ほどからこだわっていますけども、聞き取りによって流用していないことが明らかになったという点です。僕はまだ聞きたかった点があったわけです。決を取っていないのに、明らかになったということを書くということ自体が、議事録の事実関係とは違うんじゃないかと思います。森山議員がそのことを主張しているとか、なかったと言っているというんだったら事実だけど、事実でないことを書かれているから反対もあるわけです。それがあれすれば、事実の報告だから、否になっ

たこともあるから、そのまま報告という形になろうかと思う。

宮本政志委員 さっき言ったとおりで、議案なら1回可決したと、例えば賛成で可決したと。しかし、後からひっくり返す手続論はあるわけ。だけど、この政倫審は、議案と違って無理だろうなとは思いつつ、実はあんまり自信がなかったから、事務局の見解をお聞きしたの。政倫審はないと。そうすると、さっき大井委員も言われたでしょう。この第3回の審査会で森山議員から事情の聞き取りを行った。るる書いてあって、最終的にこうこうこうで流用していないことが明らかとなったという結論づけが出たわけですよ。なぜ第3回の審査会の中で、矢田委員あるいは中島副会長は、これはこうだということで、不十分だということで、第3回の参考人の審査会を終わらせたんですか。ずっとすればよかったじゃないですか。当然、矢田委員も中島副会長も議員経験は長いでしょうから、議案をひっくり返しても、政倫審の結果は覆せませんよというのは多分御存じだったと私は思う。なぜ第3回の審査会で、それを徹底的に否定して、こういう結論に持っていけないようにしなかったのかなと僕は大きな疑問です。この場になって言うのは、その前にきちっと議論し尽くしておけばよかったじゃないかと言いたい。

中島好人副会長 私は明らかになったという文面が気になるわけです。流用していないことが聞き取りの中から考えられるとか、そういうことなら分かりますけど、明らかになったと結論づけています。森山議員の聞き取りの中で流用していないなということが考えられるというふうに変えるべきだと思います。

宮本政志委員 中島副会長、具体的に言って。

中島好人副会長 今、具体的に言った。

宮本政志委員 違う、違う。流用した可能性が、こうこうこういったことから

考えられるということがあると明確に言って。そうしたら、これがおかしいんじゃないと言えるけど。感情論とかいう問題ではない。

藤岡修美委員 中島副会長については、流用していないことが明らかとなったというのが、この審査会の決定であるというふうに取り扱われるから、その表現を何とかしてくれということでもいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）例えば、流用していないという説明があったとかいう形でしてほしいということですか。

中島好人副会長 説明があったとか、考えられるとかいう文面が正しいのではないかと思います。

大井淳一郎委員 これはあくまでも報告書です。考えられるというのは評価の部分に当たりますので、考えられるはよくないです。説明があったということなんですが、そうすると、ずさんな会計処理をしていたこととか、自治会内で解決済みであることとか、これを説明していったわけではないので、全体の文章からすると整合性が取れない。明らかとなったということにこだわっておられますが、これはあくまでも委員長報告概要とかを見ていただいたら分かるように、質疑によって明らかとなった事項で書かれるわけですよ。それに対して納得いかないというのは、それぞれの委員の話なんです。僕は明らかになったということをもって、審査会が流用していないことを認めたということではないと思うんですよ。あくまでも森山議員がその旨を述べたということが書いてあるわけです。それも含めて事実が明らかになったということで、流用していないという発言があったということが明らかになっています。だから、流用していないことが考えられるよりは、説明があったということのほうがまだ適してはいるんですが、ただ、そうすると全体の文章も少し変えなくてはいけないということになってきます。ちょっとそこが気になります。

中島好人副会長 どちらかというとなら流用していないことの説明があったという

提案もあったんで、僕はそれに賛成します。

宮本政志委員 だって副会長、これは聞き取りにより、ずさんとなっているから、聞き取りですから、つまり説明でしょう。聞き取りによって明らかになったと説明があったというのは、国語的におかしくないか。このままでいいんじゃないですか。聞き取りとかが全くなければ、何をもって流用していないことが明らかになったのとなりますよ。でも、聞き取りによって明らかになったということだから、何でその後に付け加えが必要なのかな。

伊場勇会長 どうでしょうか。12時過ぎましたが会議をそのまま進めます。

宮本政志委員 例えば、聞き取りによる説明ではという形でもいいわけだ。おかしいか。

矢田松夫委員 違った観点で言うけど、この①と②については、このとおり疑惑を解明していくべきだとか、していただきたいとか、いわゆる事実の解明をしていない、消化不良に終わっているという書き方であるということの認識が皆さん方で統一できればこのままでいいですよ。単なる報告書ですから、その報告書の内容が今言ったように①と②のように疑惑を残したままの報告書であるという認識ですか。私はそう思っていますので、ここには書いていないけど、そうだというふうに皆さん方の意見が一致できればそれでいいです。

伊場勇会長 なかなか意見の一致というのは、それぞれ考え方がるので、「あるけど」と呼ぶ者あり）報告書ですから。ただ、説明責任を果たしていただきたいとか、そういったところは出ていた意見です。

矢田松夫委員 字句には書いていないけど、①と②は本当の消化不良じゃない。

まだ解明しないといけんだ。だけど、報告書であれば、皆さんがそういう認識でおれば、このままの文書で私はいいですよ。今回の問題は、全部解決したんじゃない。事実は明らかになっていない。なっていないから①と②にこういうふうに書いてあるわけね。

伊場勇会長 その共通の認識は今ここで取る必要ないと思います。

矢田松夫委員 ないのなら妥協できない。妥協するために言ったわけだから。

伊場勇会長 妥協するためにといいますか、共通の認識といいますか、それぞれいろんな方をお呼びして審査を続けてきたわけですから、解決したという人もおってかもしれません。それは分かりませんが、この報告書の中では、意見を集約して、まとめて、1回やり直して、その前に意見を聞いて、ここに出てきているわけです。ここについては、それぞれの考え方や文言の取り方というのは、人それぞれあると思います。

矢田松夫委員 それなら報告書について賛否を問うしかないよね。それぞれの意見があるならば、統一的な意見を出すと思えば、さっき言ったことも頭に入れて、この報告書について、賛成しようという気でおりました。

伊場勇会長 統一的な報告書といいましても……

矢田松夫委員 言葉に表すことはできんけど、この①と②を残したままの報告書であるという認識があるのかと。

伊場勇会長 そういった御意見でございます。

大井淳一郎委員 ①、②というのは委員の意見で、①は恐らく適だという立場で言われている。②は、否けれども、元をただせばこういう問題もあるんだからという意味で、警鐘を鳴らされているという客観的な事実な

んですよ。それは間違いではないし、報告書の賛否を問うというのはちょっと納得がいかないというところがあります。そもそも、会長が審査会の事項をまとめられて、それを報告すればいいんですけれども、皆さんこうやって議論してきたから、報告書案を出して、こうやって議論しているんですよ。だって委員長報告概要を委員会で賛否を取らないでしょう。取っていたらきりが無いといったら御無礼ですけど、審査会においては、会長がこうやって書いて、できる限り皆さんの納得がいくものを作ろうということで作っています。ですから、この報告書の賛否というのはちょっとよく分からない。報告書を認めたから、みんな不問に付そうじゃないかとやっているわけじゃないんで、報告書は報告書としてあるけれども、いや、俺は納得いかんとかは当然あると思うんです。それは、それでいいんじゃないかなと思うんです。報告書自体は客観的な事実が書かれたことですので、これはこれで通していただきたいと思うんです。

吉永美子委員 今の間でもう1回読み直してみたんですけど、疑問が出たので発言させていただきます。上記の聞き取りにより、ずさんな会計処理をしていたこと、その問題については自治会内で会計済みであること、保管していた自治会の金銭については流用していないことが明らかとなったとなっていますよね。上記の聞き取りは1から5ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）この中に、自治会内で解決済みであることが書いてありますか。

伊場勇会長 1から5といいますか、第3回から始まった申立書のことも踏まえたところも書いております。

吉永美子委員 読まれた方は、上記の聞き取り1から5を見て、聞き取りによってこういうことが明らかになったと見ますよね。そうすると、この1から5の中に自治会内で解決済みですという話が、森山議員から出たというところがないので、これでいいんでしょうか。疑問が湧いてきたん

ですが、いかがですか皆さん。やっぱり聞き取りによってということで、ずさんな会計処理をしていたということは、1から5を見たら分かりますよね。ただ、自治会内で解決済みであることという言葉がないことと、金銭については流用していないというのは④のところにありますので、はっきりしているけど、解決済みという言葉があったほうがいいのかなとちょっと思ったんですが、要らないでしょうか。客観的に見た場合です。

藤岡修美委員 第3回の審査会で、そのページの次に森山喜久議員からうんぬんがあって、その後の聞き取りで明らかになった事項のうち主なものは以下のとおりで、①から⑤まで挙げてありますよね。結局、そこでとめ置いて、上記の聞き取りにより以下をのけてしまったら、つまり第3回の審査会の記録として、削除したらどうですか。私の意見なんですけど、例えばのけたとしたら、審査の経過の報告としては、不足になるのかなという意見です。

伊場勇会長 なるほど。全部消すということですね。

吉永美子委員 そのときの会議録を持っていないので、言い切れないけど、例えば、④のところで、借用したことはないとのことであり、自治会内で解決済みとのこととか、何か載っていればあれですけど、全く自治会内で解決済みであること自体は、聞き取りでは言葉で触れていないから、これでいいんでしょうかと申し上げた。そういう意味です。

伊場勇会長 その文言を入れるか、それとも上記の聞き取りを全て消すのか。
（発言する者あり）あったほうが分かりやすいということですね。（発言する者あり）聞き取り、聞いたこと、答えてもらったことは事実としてあるので、その点については、書こうと思います。そこは入れようと思います。

中島好人副会長 流用していないことが明らかになったという点についてですが、これは会長から、皆さんの意見が組み入れられた内容にしていきたいということで案を出されて、こうしたほうがいいんじゃないかというのが出ました。私もそう言ったわけですが、本来なら、こういう報告書というのは、いいですかというふうにするものじゃなくて、こうしますと言われたら、おかしいなと思っても、そういうものだと思います。異議があるので、報告に反対といって賛否を取る内容ではないと判断します。もう私自体は、適か否かの中で、否とした時点で、こういう問題については、納得いかないけども、賛否を取るものじゃないから、進めてくださいとなるのではないかと思います。早い話が委員長報告について反対、賛成ということではないと思いますし、あくまでも議案に対して賛否を取るわけですから、私は私の意見を言ったけども、全体としてそういう方向に進むならば、致し方がないなと思いました。ということで、このままでもしょうがないということです。

伊場勇会長 頂いた意見で、事実をもうちょっと足したほうがいいなというところはありますので、それについては会長の判断でさせていただきたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、いかがですか。

矢田松夫委員 全体の合意が取れるということであれば、何回も言うけど、①と②の現状、さらには、先ほど吉永委員が言った⑤とか、まだまだ、場所も人も年月日も違うところもありますので、そういったことも含めて、①と②のことを皆さん方が頭の中に入れておかれれば、この内容でいいと思います。まだまだあります。言いたいことはあります。

伊場勇会長 言いたいことがあるということですが、そういうところを頭に入れていただきたいということです。そのほか、いかがですか。

奥良秀委員 会長がいろいろ悩まれて、ニュアンスというのはいろいろあるのかなと思います。言葉も使い方によっては、良いように捉えたり、悪い

ように捉えたり、いろいろあると思います。その辺はまた外で、いろいろあるかもしれませんが、やられたらいいと思います。今回、上記の聞き取りによりというところで、できるのであれば、申立書が入ったことによって、森山喜久議員の意見が補完されたかなというところもありますので、上記の申立てと聞き取りによりと書けば、もうちょっと分かりやすいのかなと思うところがありますが、いかがでしょうか。

伊場勇会長 分かりました。その点についても参考にさせていただきます。そのほか、いかがでしょうか。ないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではないようですので、この報告書についての詳細の部分、今言っていた意見については、会長に一任願います。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかはいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）最後に、この事案については、条例の捉え方等々、皆様には本当にいろいろ尽力いただいて、貴重な意見を頂きました。報告書の完成までにお時間を頂いたことを会長として皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第5回、山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後0時15分 散会

令和4年（2022年）11月24日

政治倫理審査会長 伊 場 勇